

「ジメスルファゼット農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>内容拝見しました。毎年養蜂家から蜂蜜を瓶購入しているため、農薬の影響を気にしながら食してきました。購入者は品質指標があると食の安全が担保できるうえ、生産者はオーガニックとして品質担保をして販売可能となる。何よりもミツバチが他国のように死に絶えてしまわないように農薬管理は必要と考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>我が国では農薬の登録にあたり、ミツバチへの影響も含め安全性を確認した上で登録を行っています。</p>
2	<p>今回の成分は、外国では登録されていない農薬です。</p> <p>また、評価に使った資料は、いずれも全て申請者が作成したもので、しかも未公表。あてになりません。</p>	<p>病虫害の発生状況は、気象条件や作物の種類によって大きく異なり、我が国は、温暖湿潤な気候のため、病虫害が発生しやすく、農作物が被害を受けやすい環境にあります。このため、条件の異なる国の間で、防除に必要となる農薬はかならずしも一致するものではありません。我が国では農薬の登録にあたり、ミツバチへの影響も含め安全性を確認した上で登録を行っています。</p> <p>農薬の登録申請において提出が求められる農薬の蜜蜂への影響に関する試験成績は、蜜蜂の蜂群への影響評価試験成績を除き、試験成績の信頼性を確保するため、試験施設、その職員及び組織、試験実施の管理体制、内部調査体制及び試験データ等の保管管理について定めた農薬GLP基準に従って行われる試験によるものでなくてはなりません。また、試験の実施に当たっては、国際機関である経済協力開発機構（OECD）のガイドライン、ガイダンス等に沿って実施することとしています。</p> <p>なお、農薬の蜜蜂への影響評価を行う農薬蜜蜂影響評価部会は、第三者である外部有識者で構成されています。</p>